



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合  
発責 教育・広報部  
2022年5月1日 No.450

## 法改正に伴う業務用自動車の酒気帯び確認実施について、解明交渉を行う

東日本ユニオンは4月28日、申第24号「道路交通法施行規則の改正に伴う業務用自動車を運転する場合の酒気帯び確認（アルコール検査）の実施等」に関する申し入れの団体交渉を開催しました。

### ◎業務用自動車を運転する場合の酒気帯び確認（アルコール検査）の具体的な実施方法について

組合：具体的な方法は。

経営側：4月1日から酒気の有無を確認する。10月1日以降、検査器を使用して検査を行う。

組合：検査は勤務開始前に行うのか、運転する前に行うのか。

経営側：勤務当日に運転することがわかっていたら、出勤後すぐに行う。法令で運転する前後に行うことになっており、運転し終わってから退勤までの間にも検査を行う。一連の業務の中でとなり、運転する度とはならない。

組合：検査は労働時間内に行うでよいか。

経営側：その通りである。

組合：確認方法は、管理者立ち合いやカメラの前で行うのか。

経営側：カメラを使用することは考えていない。夜間に対応できない場合はリアルタイムではなく画像を取り、証拠として残すこともゼロではない。

当社として、運転の間が5時間程度ひらくと検査を行う。

組合：出先で運転担当者が体調不良などで運転出来なくなった場合はどうするのか。

経営側：職場ごとの判断もあるが、同乗者も検査を行って乗車する。または車に検査器を積んでいく。

組合：第三者との確認はどのように行うのか。

経営側：同乗者が確認を行える人ならば、そこで検査を行えばよい。また、タブレットのフェイスタイムなどでもよい。

組合：確認出来る人とは。

経営側：安全運転管理者（国へ届け出た社員）準安全運転管理者（検査の内容を知っている社員）また、この検査を補助する役割の社員となる。

組合：企画部門の社員が運転する場合は、所属している課ごとになるのか。

経営側：車は総務課が管理しているので、そこで確認する支社が多いと思われる。

車を別区所で借り受ける場合は、車を保有している箇所となる。

### ◎安全運転管理者、準安全運転管理者の選任方法について

組合：具体的な方法は。

経営側：基本は管理者を想定しているが、細かくは決めていない。

国からの指定となり、過去に道路交通法の違反履歴がある社員は選任できない。

組合：安全運転管理者を補助する社員の選任方法は。

経営側：準安全運転管理者を含め、社内で適任となれば選任される。原則は運転免許取得者となる。

## ◎安全運転管理者、準安全運転管理者の業務内容について

組 合：具体的な内容は。

経営側：①酒気帯びの有無の確認。 ②各確認項目の記録と保存。

組 合：深夜に運転し、安全運転管理者が出勤していない場合は在宅で確認を行うのか。

経営側：その日に出勤している社員同士で確認するのが大前提であるが、夜中で1人しかいない場合は、他区所の安全運転管理者や業務を知っている補助者との確認でもよい。  
グループ会社とは行わない。

組 合：安全運転管理者の期限はあるのか。

経営側：特に期限はない。転勤などあれば事業所で変更に必要な手続きを計画的に行う。  
その箇所に勤務していなければ選任はない。

組 合：安全運転管理者は講習を受けることになるが、労働時間内で受講となるのか。

経営側：労働時間となる。

組 合：もし検査を行わないで事故を起こしたら、安全運転管理者も責任も取るようになるのか。

経営側：個人の責任は取られない。異常を認めたにもかかわらず運転してくださいと指示した場合は、責任を取ることになる可能性はゼロとはならない。

## ◎アルコール検査の結果、数値が0.05 mg/l以上0.15 mg/l未満は勤務を継続できる理由および、数値が0.15 mg/l以上は「欠在」または「不参」とする理由について

組 合：運転は出来ないが、勤務は出来るとした理由は。

経営側：車の運転では0.15 mg/lで酒気帯び運転となるが、それ未満は出勤できる。道路交通法に基づいた車の運転のための検査であり、他の業務は出来る。  
目的は道路交通法に基づき車の運転が出来るか否かであり、労務提供が出来る、出来ないではない。

組 合：なぜ0.15 mg/l以上は「欠在」「不参」となるのか。

経営側：アルコール検査の数値が0.15 mg/l以上出ると酒気を帯びているという根拠は、道路交通法などで国が決められており、この数値以上は「注意力が落ちる」「反応速度に影響が出てくる」など、科学的なものに基づいたものである。警察も0.15 mg/l以上であると酒気を帯びていると断定している。このようなことから、0.15 mg/l以上が出ると酒気を帯びているとなり「欠在」「不参」となる。

0.15 mg/l未満であると酒気を帯びていると判断できない。

自己申告により飲酒を認めたならば、就業規則に則り「欠在」「不参」となる。

## ◎安全運転管理者、準安全運転管理者に指定された者に対し職務手当として、5,000 円を要求する

組 合：記録や管理など、他の社員と別の能力やスキルが必要となることから、5,000 円の職務手当を要求する。

経営側：主張は理解できるが、手当は基本給だけによれない内容の業務について定め支給している。  
今回の内容は通常の業務の一環として考え、改めて手当の支給対象とは考えていない。

組 合：実施しながらも検討課題とし、主張を受けとめてもらいたい。また、検査や基準値を上回ったさいの勤務の取り扱いの判断も出来なければならないため、安全運転管理者は管理者とすべきである。